

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 海上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第9条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 3 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の技術基準に合致するものでなければならない。
- 4 電波法第8条の予備免許を受けた者は、通信の相手方又は通信事項を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。

A－2 無線局の予備免許を受けた者から電波法第8条（予備免許）第1項第1号の工事落成の期限（その期限の延長があったときは、その期限）の経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣はどうしなければならないか。電波法（第11条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 直ちに、工事が落成した旨の届出をするように指示しなければならない。
- 2 工事落成の期限の延長の申請をするよう指示しなければならない。
- 3 総務大臣の指定する期日に電波法第10条（落成後の検査）の検査を実施する旨通知しなければならない。
- 4 その無線局の免許を拒否しなければならない。

A－3 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許の有効期間及び再免許の申請について述べたものである。電波法（第13条）、電波法施行規則（第7条及び第8条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して A において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 義務船舶局の免許の有効期間は、①にかかわらず、無期限とする。
- ③ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の免許の有効期間は、免許の日から起算して B とする。
- ④ ③の規定は、海岸局については、同時に有効期間が満了するように総務大臣が定める一定の時期に免許をしたものに適用があるものとし、免許をする時期がこれと異なる海岸局の免許の有効期間は、③にかかわらず、当該一定の時期に免許を受けた海岸局に係る免許の有効期間の満了の日までの期間とする。
- ⑤ 海岸局及び船舶局（義務船舶局を除く。）の再免許の申請は、免許の有効期間満了前 C を超えない期間において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が1年以内である無線局については、その有効期間満了前1箇月前までに行うことができる。
- ⑥ 免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、⑤にかかわらず、免許を受けた後直ちに再免許の申請を行わなければならない。

	A	B	C
1	10年を超えない範囲内	5年	1箇月以上3箇月
2	10年を超えない範囲内	3年	3箇月以上6箇月
3	5年を超えない範囲内	5年	3箇月以上6箇月
4	5年を超えない範囲内	3年	1箇月以上3箇月

A－4 次に掲げる書類のうち、国際通信を行う船舶局に備え付けを要しないものはどれか。電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海上における人命の安全のための国際条約
- 2 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 3 無線従事者選解任届の写し
- 4 無線局の免許の申請書の添付書類の写し

A－5 次の記述は、義務船舶局等（注）の無線設備の条件について述べたものである。無線設備規則（第38条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、A を使用するものは、航海船橋において通信できるものでなければならない。
- ② 義務船舶局等の備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、B を送り、又は受けることができるものでなければならない。
- ③ 義務船舶局に備えなければならない C 及び無線設備規則第45条の3の5（航海情報記録装置等を備える衛星位置指示無線標識）に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。
- ④ ①から③までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

A	B	C
1 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
2 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	遭難通信及び船舶の航行に関する通信	ナブテックス受信機
3 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	遭難通信及び船舶の航行に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識
4 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	遭難通信	ナブテックス受信機

A－6 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。
- 3 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 4 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。

A－7 海岸局及び船舶局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第62条及び第69条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 海岸局又は船舶局は、他の船舶局から無線設備の機器の調整のための通信を求められたときは、支障のない限り、これに応じなければならない。
- 4 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するためにその運用の停止を命ずることができる。

A－8 義務航空機局の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- 2 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを確かめなければならない。
- 3 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。
- 4 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。

A－9 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第6条から第8条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の A 以上、 B 、その機能を確認しておかなければならない。
- ② 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中毎月1回以上当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確認しておかなければならない。
- ③ ①及び②の義務船舶局においては、それぞれ①及び②により機能を確認めた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を C に通知しなければならない。

A	B	C
1 航行中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	主任無線従事者
2 航行中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	船舶の責任者
3 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備により試験電波を発射して	船舶の責任者
4 航行中及び停泊中毎日1回	当該無線設備の試験機能を用いて	主任無線従事者

A－10 次の記述は、無線局の無線電話通信における一般通信方法について述べたものである。無線局運用規則（第16条、第19条の2、第21条、第22条、第18条及び第58条の11）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 A 行わなければならない。
- ② 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、受信機を最良の感度に調整し、自局の発射しようとする B によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ③ 呼出しは、 C をおいて2回反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。
- ④ 無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、 D ならない。
- ⑤ ④の通知をする無線局は、その通知をするに際し、分で表す概略の待つべき時間を示すものとする。

A	B	C	D
1 語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して	電波の周波数	2分間の間隔	その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ
2 語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して	電波の周波数	1分以上の間隔	その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ
3 語辞を区切り、かつ、明瞭に発音して	電波の周波数その他必要と認める周波数	2分間の間隔	直ちにその呼出しを中止しなければ
4 受信者が筆記できる程度の速さで	電波の周波数	2分間の間隔	直ちにその呼出しを中止しなければ
5 受信者が筆記できる程度の速さで	電波の周波数その他必要と認める周波数	1分以上の間隔	その空中線電力を低減して、呼出しを行わなければ

A－11 航空局等（注）における遭難通信及び緊急通信の取扱いに関する次の記述のうち、電波法（第66条、第67条及び第70条の6）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- 1 航空局等は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- 2 航空局等は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置を執らなければならない。
- 3 航空局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- 4 航空局等は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、すべての電波の発射を直ちに中止しなければならない。

A－12 次の記述は、海上移動業務における他の無線局の遭難警報の中継の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶又は航空機が遭難していることを知った船舶局、船舶地球局、海岸局又は海岸地球局は、次の(1)及び(2)に掲げる場合には、遭難警報の中継又は遭難通報を送信しなければならない。
- (1) 遭難している船舶の船舶局、遭難している船舶の船舶地球局、遭難している航空機の航空機局又は遭難している航空機の航空機地球局が A 遭難警報又は遭難通報を送信することができないとき。
- (2) 船舶、海岸局又は海岸地球局の B が救助につき更に遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたとき。
- ② 無線局運用規則第83条（遭難通信の宰領）第4項の規定により C 無線局は、遭難した船舶の救助につき遭難警報の中継又は遭難通報を送信する必要があると認めたときは、その送信をしなければならない。

A	B	C
1 自ら	責任者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う
2 自ら	責任者又は無線従事者	遭難警報に応答した
3 国際遭難周波数の電波で	責任者	遭難警報に応答した
4 国際遭難周波数の電波で	責任者又は無線従事者	遭難警報に係る遭難通信の宰領を行う

A－13 遭難通報等を受信した海岸局及び船舶局の執るべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- 2 海岸局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、遅滞なく、これを遭難に係る船舶を運行する者に通知しなければならない。
- 3 船舶局は、遭難通報、携帯用位置指示無線標識の通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、搜索救助用レーダートランスポンダの通報、搜索救助用位置指示送信装置の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 海岸局は、遭難呼出しを受信した周波数で聴守を行った場合であって、その聴守において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している船舶又は航空機が自局の付近にあることが明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。

A－14 次の記述は、安全通報の告知等について述べたものである。無線局運用規則（第94条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① A を施設している海岸局又は船舶局が安全通報を送信しようとするときは、当該装置を使用して安全通報の告知を行うものとする。
- ② 安全通報の告知は、電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第3項第1号別図第10号に定める方法により行うものとする。
- ③ ①により安全通報の告知を行った無線局は、これに引き続いて、次の(1)及び(2)に掲げる安全信号を前置して安全通報を送信するものとする。
- (1) 狭帯域直接印刷電信装置による場合にあつては、「SECURITE」
- (2) 無線電話による場合にあつては、「セキュリテ」又は「 B 」の3回の反復
- ④ 狭帯域直接印刷電信装置により安全通報を送信するときは、③の(1)の安全信号の次に C を前置しなければならない。

A	B	C
1 デジタル選択呼出装置	安全	関係する相手局の識別表示
2 デジタル選択呼出装置	警報	自局の識別表示
3 狭帯域直接印刷電信装置	安全	自局の識別表示
4 狭帯域直接印刷電信装置	警報	関係する相手局の識別表示

A－15 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるときに、総務大臣がその無線局に対して行う処分等について述べたものである。電波法（第72条、第73条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に A を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に B なければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに C しなければならない。
- ④ 総務大臣は、①の A を命じたとき、②の申出があったとき、その他電波法の施行を確保するため特に必要があるときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができる。
- ⑤ ①によって臨時に A を命ぜられた無線局を運用した者は、 D 懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 運用の停止	電波を試験的に発射させ	①の運用の停止を解除	2年以下の
2 運用の停止	電波の質の測定結果を報告させ	その旨を通知	1年以下の
3 電波の発射の停止	電波の質の測定結果を報告させ	その旨を通知	2年以下の
4 電波の発射の停止	電波を試験的に発射させ	①の電波の発射の停止を解除	1年以下の

A－16 次の記述は、時計、業務書類等の備付け等について述べたものである。電波法（第60条）及び無線局運用規則（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局には、正確な時計及び A その他総務省令で定める書類を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの B の備付けを省略することができる。
- ② ①の時計は、その時刻を毎日 C 中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

A	B	C
1 無線業務日誌	一部	正午及び午後8時の2回
2 無線業務日誌	全部又は一部	1回以上
3 免許状	全部又は一部	正午及び午後8時の2回
4 免許状	一部	1回以上

A－17 無線局からの混信の防止に関する次の記述のうち、無線通信規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 混信を避けるために、送信局の無線設備及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の無線設備は、特に注意して選定しなければならない。
- 2 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、指向性のアンテナの利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。
- 3 送信局は、業務を満足に行うため必要な最小限の電力で輻射する。
- 4 すべての局は、不要な伝送、過剰な信号の伝送、虚偽の又はまぎらわしい信号の伝送、識別表示のない信号の伝送を行ってはならない（無線通信規則第19条（局の識別）に定める場合を除く。）。

A－18 暗語に関する次の記述のうち、国際電気通信連合条約（第40条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 構成国は、暗語による私報の自国の領域における発着を認めない場合においても、国際電気通信連合憲章第35条（業務の停止）に規定する業務の停止のときを除くほか、暗語による私報の中継を認めなければならない。
- 2 業務用電報は、すべての関係において暗語により記載することを禁止する。
- 3 官用電報は、すべての関係において暗語により記載することができる。
- 4 暗語による私報は、すべての構成国の間において認められる。ただし、私報に対して暗語を認めないことを事務総局長を経由してあらかじめ通告した構成国については、この限りでない。

A－19 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約第4章（無線通信）が適用になる船舶の聴守について述べたものである。同条約附属書第4章第12規則（聴守）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

船舶は、海上にある間、次に定めるところにより **A** をする。

- (1) 船舶が第4章第7規則（無線設備（総則））1.2の規定によりVHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しを用いる **B**
- (2) 船舶が第4章第9規則（無線設備（A1海域及びA2海域））1.2又は第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域））1.3の規定によりMF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 **C**
- (3) 船舶が第4章第10規則2.2又は第11規則（無線設備（A1海域、A2海域、A3海域及びA4海域））1の規定によりMF無線設備及びHF無線設備を備える場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数 **C** 及び8,414.5 kHz並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数4,207.5 kHz、6,312 kHz、12,577 kHz又は16,804.5 kHzのうち、時間及び船舶の地理上の位置に適した **D**
- (4) 船舶が第4章第10規則1.1の規定によりインマルサット船舶地球局を備える場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報

A	B	C	D
1 無休聴守	VHF第70チャンネル	2,182 kHz	少なくとも二の周波数
2 無休聴守	VHF第70チャンネル	2,187.5 kHz	少なくとも一の周波数
3 無休聴守	VHF第16チャンネル	2,182 kHz	少なくとも二の周波数
4 実行可能な限り無休聴守	VHF第16チャンネル	2,187.5 kHz	少なくとも一の周波数
5 実行可能な限り無休聴守	VHF第16チャンネル	2,187.5 kHz	少なくとも二の周波数

A－20 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の **A** に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①の規定を遵守させることを約束する。
- ③ 構成国は、また、すべての種類の電気機器及び電気設備の運用が①の **A** に有害な混信を生じさせることを防ぐため、実行可能な措置を執ることの必要性を認める。
- ④ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の **B** の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは **C** をいう。

A	B	C
1 国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2 国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3 無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
4 無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信

B－1 無線設備を設ける場所の要件に関する次の記述のうち、電波法（第34条）の規定に照らし、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として、この規定において定めるところに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 当該無線設備の機能に障害を及ぼす^{おそれ}虞のある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- イ 無線設備を設置するための無線通信室が他の室から独立して設けられた場所にあること。
- ウ 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- エ 航海船橋又は航海船橋に隣接する場所であること。
- オ 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるように、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

B－2 次の記述は、無線局の登録について述べたものである。電波法（第27条の18）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他 ア （総務省令で定めるものに限る。以下同じ。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、 イ のみを使用するものを総務省令で定める ウ 開設しようとする者は、 エ なければならない。
- ② ①の オ ようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の(1)から(4)までに掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開設しようとする無線局の無線設備の規格 (3) 無線設備の設置場所 (4) オ

- | | | |
|----------------|--------------|---------------------------|
| 1 通信の相手方及び通信事項 | 2 無線設備の規格 | 3 総務大臣の行う型式検定に合格した無線設備の機器 |
| 4 適合表示無線設備 | 5 区域内に | 6 用途のために |
| 7 総務大臣に届け出 | 8 総務大臣の登録を受け | 9 周波数及び空中線電力 |
| 10 周波数 | | |

B－3 無線従事者免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に無線従事者免許証を返納しなければならない場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
- イ 無線従事者が失そうの宣告を受けたとき。
- ウ 無線従事者が無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったとき。
- エ 無線従事者が免許の取消し処分を受けたとき。
- オ 無線従事者が日本の国籍を有しない人となったとき。

B－4 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 ア 行われる イ を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② ウ の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 エ に処する。
- ③ オ がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- | | | |
|--------------|----------------------|-----------------------|
| 1 特定の相手方に対して | 2 総務省令で定める周波数を使用して | 3 暗語による無線通信 |
| 4 無線通信 | 5 無線局の取扱中に係る無線通信 | 6 無線局の取扱中に係る暗語による無線通信 |
| 7 50万円以下の罰金 | 8 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 | |
| 9 免許人又は無線従事者 | 10 無線通信の業務に従事する者 | |

B－5 次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、無線局の免許人が総務大臣に報告しなければならない場合に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- イ 電波法第74条（非常の場合の無線通信）に規定する非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。
- ウ 総務大臣が無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めて、免許人に対し無線局に関し報告を求めたとき。
- エ 電波法第39条（無線設備の操作）の規定に基づき、選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたとき。
- オ 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。